

第一三一頁

(裁決) 行決 覽 回 後		帶 二		局長 委任		決裁指定		十年		保存期限	
長(部)局		長(部)局		大臣 委		政務次官		件名		受領番	
				委		委		被服品交付三關スル件		陸軍省第七一九四号	
長 課		長 課		局長 主務		高 級 副 官		官 與 參		起元應(課名)	
				局長 主務		主務副官		書記官		善通寺師	
				員 課 務 主		官 房 主 計				昭和拾七年八月五日	
				房 官 臣 大		課 局 務 主				陸 軍	
了 結		領 受		出 提		領 受		號 番		昭和拾七年八月五日	
昭和 年		昭和 年		昭和十七年 八月 八 日		昭和 年 月 日		陸軍省第七一九四号		昭和拾七年八月五日	

書記官 回付(決行前)

(決行後)

審案 筆記者

早乙女

陸

軍

1960

副官ヨリ

陸軍被服本廠長

臺灣 軍務局長へ通牒

留守第五十五師團參謀長

(陸亞密)

被服品別紙ノ通交付スルコトニ定メラレタルニ付依命通牒ス

陸軍被服本廠長

昭和拾七年



被服品支給明細表

陸軍

支分部隊 陸軍被服廠

受領部隊 陸軍被服廠

品名	目	軍位	数	備	考
カサダクロル	被服	正	200		
ハンダール	被服	正	200		

備考

一 本品への製作費用トマテ陸軍被服廠倉庫に保管せる被服ノ貯蔵用ト

※

一 七月十七日附陸軍被服廠第二区入庫工費トモトメ

一 測時時間 八月下旬

一 所要経費 臨時軍事費

品目		区分		頁数		受領部隊別									
大	小	大	小	計	計	西三二	西三三	西三四	西三五	西三六	西三七	西三九	經理部		
夏衣袴	夏衣袴	計	五号	三号	一号	計	八〇〇	一五〇	一五〇	一〇〇	一五〇	一五〇	一〇〇	一〇〇	
襪	襪	計	四八〇	二二六〇	二五〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	
手袋	手袋	計	九六〇	二二六〇	二五〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	
靴	靴	計	四八〇	二二六〇	二五〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	
帽	帽	計	四八〇	二二六〇	二五〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	
小	小	計	四八〇	二二六〇	二五〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	
中	中	計	四八〇	二二六〇	二五〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	
大	大	計	四八〇	二二六〇	二五〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	

被服交付頁数表

交付部隊 陸軍被服廠
受領部隊 善通寺師團

陸軍

糸	小	全	水筒	飯	雑	背	拍車(上軍共)	靴	巻			編上靴	
巻	刀	紐	々	盒	囊	囊		下	脚			(無鉄)	
		(二種共)									計	一〇三	一〇七
四八〇〇	四八〇〇	四八〇〇	四八〇〇	四八〇〇	四八〇〇	四八〇〇	七〇〇	一四〇〇	四八〇〇		五〇〇	二〇〇	二〇〇
八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇		二四〇〇	八〇〇				
八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇		二四〇〇	八〇〇				
八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇		二四〇〇	八〇〇				
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	九〇〇	三〇〇				
六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	一〇〇	八〇〇	六〇〇				
五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇		一五〇〇	五〇〇				
五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇		一五〇〇	五〇〇				
五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	三〇〇	一五〇〇	五〇〇	五〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇

陸軍

			襟章			全長網	攜帶天幕	兩外套	所履眼鏡	赤十字臂章	脊負袋	保革油生 (七五瓦入)	認識票
一等兵	上等兵	兵長	伍長	軍曹	曹長								
一八〇	二二〇	一一〇	一八〇	一四〇	一五〇	四八〇	四八〇	四八〇	五〇〇	二五〇	一八〇	四八〇	四八〇
二〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	三〇〇	二〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇		四〇〇	一〇〇	八〇〇	八〇〇
二〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	三〇〇	二〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇		二〇〇	一〇〇	八〇〇	八〇〇
二〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	三〇〇	二〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇		二〇〇	一〇〇	八〇〇	八〇〇
一〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇		二〇〇	二〇〇	三〇〇	三〇〇
一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇		五〇〇	二〇〇	六〇〇	六〇〇
一〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇		二〇〇	一〇〇	五〇〇	五〇〇
一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇		三〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇



批

陸軍省 陸軍省文書第七一九四
昭和十七年八月一日

善經衣第九八九號

補充交代派遣者被服諸君ニ関スル件通牒

昭和拾七年七月廿九日

善通寺師團參謀長代知川庸治

陸軍省副官川原直一殿

當師團ニ於ケル補充交代派遣者用被服ハ昭和十六年十月陸支密第三四四ニ號ニ依リ整備シ来リタル處最近數回ニ亙ル多數ノ補充交代者用ニ悉皆充當シ尚不足品ハ中央部ヨリ其都度交付ヲ受ケ整備セシ狀況アルモ差向般還者被服ヲ以テ將來ノ為ニ被服整備ノ目途ナク且常用用品ニ在リテモ充當ノ余裕ナキヲ以テ別紙請示表ノ通交付ヲ受ケ豫メ整備シ置キテ付給議セラレ度依命通牒ス

進テ冬衣袴冬襦袢袴下ノ如ク冬季用品ハ若干保管シテルニ付今次ノ請示ニハ之ヲ除外セリ

調出
8月11日 衣糧部